

毎週火、金曜日発行(但し休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第3種郵便物認可

鳥取県公報

◇条例 鳥取県税条例の一部改正
目 次
告 示

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十一月十三日

鳥取県条例第五十二号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県税条例(昭和二十五年鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章の次に次の一章一節を加える。

第四章 昭和二十八年度から昭和三十年度までの間に課

する法定外普通税

第一節 臨時道路補修税(第一百六条——第一百十七条)

第三条に次の二項を加える。

4 昭和二十八年度から昭和三十年度までの間に限り左の法定外普通税を課する。

一、臨時道路補修税

第一百五条の次に次の二章一節並びに十二条を加える。

第二章 昭和二十八年度から昭和三十年度までの間に課する法定外普通税

第一節 臨時道路補修税

(臨時道路補修税の目的)

第一百六条 県民の普遍的な負担によつて、道路、橋梁等の改良補修を促進するため、昭和二十八年度から昭和三十年度までの間臨時道路補修税を課する。

三百七条 臨時道路補修税は、左の各号の一に該当する者に対しても課する。

一 県内に住所を有する個人

<p>(臨時道路補修税の減免)</p> <p>第百十七条 災害により著しく資力の減少した者その他知事において必要があると認めた者に對しては臨時道路補修税を減免することができる。</p>
<p>附 則</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分から適用する。</p> <p>2 昭和二十八年度分に限り、第百十三条の規定中「十一月二十日から同月三十日まで」とあるのは「十二月二十日から同月三十一日まで」と読み替えるものとする。</p>

三輪車（側車付）二輪車を含む

二輪車

千円

三百円

軽自動車

二百円

納期は、徵稅令書に定めるところによる。
(臨時道路補修税の徵收方法)

2 前項の車輛割額は、第百十二条の賦課期日後に車輛を所有することとなつた者についてはその車輛を所有することとなつた月の翌月から月割をもつて、賦課期日後に車輛を所有しなくなつた者については、その車輛を所有しなくなつた月まで月割をもつて、それぞれ算定する。

3 前二項の車輛とは、自動車で主たる定置場が県内に在るものをいう。

(臨時道路補修税の賦課期日)

第百十二条 臨時道路補修税の賦課期日は、四月一日とする。

(臨時道路補修税の納期)

第百十三条 臨時道路補修税の納期は、十一月二十日から同月三十日までとする。

2 十一月一日以降に取得された車輛に係る車輛割額の

第百十四条 臨時道路補修税の徵收方法については、普通徵收の方法による。

2 知事は、法第二十一条第一項但書の規定に該當する場合、臨時道路補修税の徵收に関する事務の一部を当該市町村に委任することができる。

(臨時道路補修税の徵稅令書)

第百十五条 臨時道路補修税の徵稅令書は、第一条第五号の規定にかかわらず、別記様式第三十三号による。

2 前条第二項の規定によつて、臨時道路補修税の徵收に関する事務の一部を、市町村に委任した場合における徵稅令書その他事務の手続については、知事の定めることによる。

(臨時道補修税に関する申告の義務)

第百十六条 臨時道路補修税の納稅義務者は、臨時道路補修税の賦課について必要な事項を、知事の定めることによつて申告しなければならない。

00153

株式第三十三号

県 稅

県 稅

県 稅

県 稅

領收済通知書(正本)

領收済通知書(副本)

領收済証明書

口座松公番號	附加者	鳥取県 支金庫	
第 号	(納入) 郡 村 町 大字	第 号 (納入) 郡 村 町 大字	
昭和 年度 氏名	市 間	昭和 年度 氏名	
(県) 県税 (項) 普通税	(目) 稅 全期	(県) 県税 (項) 普通税 (目) 税 全期	
区分	課税標準 税額	区分	課税標準 税額
課税の根據	車輛割額	課税の根據	車輛割額
税額		税額	
延滞金		延滞金	
督促手數料		督促手數料	
延滞加算金		延滞加算金	
計		計	

前開該県税條例によつて上記の通り 賦課致しましてから納期日までに 納付場所へ鳥取県向金庫又は最寄の 鳥取県支金庫
納付年月日
受付金
車名
附印

前開該県税條例によつて上記の通り 賦課致しましてから納期日までに 納付場所へ鳥取県向金庫又は最寄の 鳥取県支金庫
納付年月日
受付金
車名
附印

前開該県税條例によつて上記の通り 賦課致しましてから納期日までに 納付場所へ鳥取県向金庫又は最寄の 鳥取県支金庫
納付年月日
受付金
車名
附印

備考 縣金庫に納付するときは領收済通知書(副本)を除き三連式とする。

00154

税率は次の通りであります。

(1) 居住割額

課 税 標 準	稅 率
所傳 金額 円	40,000円未満 300
" 40,000以上60,000未満	500
" 60,000以上100,000未満	800
" 100,000以上200,000未満	1,500
" 200,000以上400,000未満	3,000
" 400,000以上800,000未満	6,000
" 800,000以上2,000,000未満	15,000
" 2,000,000以上5,000,000未満	35,000
" 5,000,000以上10,000,000未満	80,000
" 10,000,000以上	150,000

(2) 車輛割額

課 税 標 準	稅 率
自家用普通乗用車	3,100円
營業用普通乗用車	4,600
トラック	6,800
乗車定員40人未満のバス	1,200
乗車定員40人以上のバス	10,000
大型引牽車	2,000
小型四輪車	5,000
三輪車(軽二輪車を含む)	1,500
二輪車	1,000
機自動車	300
	200

(第三十三号様式領收証裏面記入事項)

注 意

(1) 課税の根據
この賦課は地方税法第四條第三項
賦課條例第百六條によつて
課税されたものであります。(2) この賦課又は鉛課に係る賦課の救濟は
鉛課の賦課について違法又は
錯誤であると認める場合において
是日以内に異議の事由を記載し
て、三輪車類令書の写と証據書類
添付し、その申立をすることができます。
(3) 納期限までに納付しなかつた場合
この賦課に定めた納期限までに稅
額自円にについて一日四錢の割合で
納期限の翌日から納付の日迄
に算して計算した延滞金を同額
に納付しなければなりません。
(4) 稽定期限までに納付しなかつた場合
この稅額が納期限までに納付せら
れないので、督促手数料を受けられ
る。督促者が督促状の指定期限まで
に納付せられない場合は、督促
状の指定期限の翌日から納付の日
までの日数に随じて稅額百円で延
滞金を延滞金の外に徵收され
ます。